

第 9 回 議 会 運 営 委 員 会

日 時 令和 4 年 1 月 1 9 日 (水)

午後 1 時 3 0 分

場 所 第 2 委 員 会 室

付 議 事 項

1 改選後の議会運営に関する要望書について

2 その他

山陽小野田市議会

議長 高松秀樹 様

2021年11月12日

山陽小野田市厚狭2117-1

下瀬俊夫

改選後の議会運営に関する要望書



1、市民からの広聴活動について

前期の「議会モニター」の募集にあたって議会側から突然、公募中心の議会モニター制度をやめて「団体推薦」を制度の基本とする提案がされました。議会内でどのような議論によって制度変更がされたのか、市民には「多様な意見を聴くため」とする以上の具体的な説明は何もされませんでした。

その結果としてどのような「多様な意見」が寄せられたのでしょうか？

今年6月末に行われた議会広聴委員会と議会モニターとの意見交換会でも、年間を通じて各モニターから提出された意見や議会傍聴等の資料は何も配布されず、変更された議会モニター制度に関して広聴委員会の総括的な見解も何も明らかにされていません。これでは議会改革という名が泣くというものです。

改選後、新たに設置する「議会モニター」制度に関しては、明確な方向性を定め、真に議会改革に役に立つ市民参画の制度として確立していただきたい。

2、議会運営ルールの例規体系の見直しについて

前期議会の議会運営の中で様々な「申し合わせ」事項の形骸化が進みました。

例えば「申し合わせ」事項の第3章陳情及び請願等の115項では、「請願及び陳情等は、原則として定例会に関する議運開催日の前日までに受理したものを当該定例会において処理する」と書かれていますが、「先例があった」との理由で会期中に受理された陳情が議題にされた事例が発生しました。その陳情が真に緊急性があったのかの検討やどのような「先例」があったのか議論はありませんでしたが、「申し合わせ」事項変更手続きが何も行われず、「申し合わせ」事項が簡単に反故にされてしまった事例でした。この「申し合わせ」事項だけでなく会議規則に関しても議会運営のルールということで一般市民が何ら係わる事ができないものでした。

改選後の市議会においては、現在の会議規則、委員会条例、申し合わせ事項等の例規体系の積極的な見直しを行い、市民に開かれた市議会にする必要があります。

既に議会改革の先進的な自治体議会では、市民に分かりにくい会議規則と委員会条例の「形式的上下関係」を一般的な法体系に改め、「会議条例と会議規程」に再

編する例規体系の見直しが行われています。（例えば滋賀県大津市議会など）それは ①議会内のルールであっても市民の直接請求によっても改正可能な条例にしたこと。②議会運営の手続に関する条項などは機動的改正が可能な議長告示形式の「会議規程」に規定し、「申し合わせ」事項などの不透明な規定も「会議規程」に取り込み、議会運営ルールのほとんどをホームページ上でも閲覧可能な「見える化」が図られています。

3、「秘密会」の解除等について

前期議会では地方卸売市場問題に関して産業建設委員会で「秘密会」が決議され、参考人招致が行われました。当初、当然のように委員会の会議録等は公開措置が取られませんでした。ある時期「秘密会」解除の決定がされ、一部の委員会の会議録が公開となりました。しかし現在、何故か再び会議録が非公開とされています。それは一部の参考人が「会議公開」に反対したためだといわれています。

もし仮に一部参考人が自らの証言が表沙汰になると「法令違反」に問われることを恐れたからだともいわれています。今回の参考人招致は地方卸売市場の問題解明のための委員会審査であったことを考えれば、一部参考人が果たした「役割や問題点」を明らかにしなければ、不正に議会が手を貸す結果になるのではありませんか。何のための参考人招致かといわざるを得ません。「秘密会」解除の手続きや要件などのルールを明確にするとともに、一度は会議録の公開を行った委員会としては、もっと一貫性を持った対応をすべきではありませんか。

4、議員の自由な発言を保障する措置について

本来「議会内の議員の発言は法に反しない限り自由である」ということは論を待ちません。しかし前期議会ではその自由であるべき議員の発言が抑制される様々な事案が発生しました。それも陳情や政治倫理審査会設置要求など、市民側からの提起によって議会に「議員の発言への適否を求める」事態として生まれたのです。

はたして市民から「議会内の議員の発言の適否や是正を求める」との陳情等による議会への提起は正当なのでしょうか。地方自治法や会議規則での議員の発言の規制は、あくまで議会内部の規律、自己規制としての位置づけがされているではありませんか。それは外部からの干渉を受けない「議員の自由な発言の保障」との関連があるからです。

（1）住民の負託を受けた議員の議会活動の自由

議会内での議員の活動について、住民の負託を受けた議員は、自らの判断と責任において行うのであり、法の定めに反しない限りで、かかる活動を自由に行うことが保障されていると一般的に認識されています。この法の定めとは地方自治法や会

議規則にその定めがあります。山陽小野田市議会会議規則第5章の規律の各項では議会内で守るべき議員の規律が列記され、第6章懲罰ではその規律に違反した議員に対する懲罰の手続きが具体的に明記されています。それはあくまで議会内部の規律、懲罰として規定されているものです。議会内で行われる議員の発言、討論、表決等の基本的な議会活動は、外部からの干渉を受けない、議員の自由な活動の保障があって初めて可能な活動であって、当然、議会内の規律違反事件は議会の内部規律問題として、地方自治法や会議規則に明記されているではありませんか。

(2) 政治倫理条例の位置づけを明確に

本来、議会内での議員の発言等への懲罰は、会議規則第160条1項「懲罰の動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない」と定め、第2項では「前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない」との規定があります。

しかし前期議会では、数年前の議会内での議員の発言がこの政治倫理条例違反事件として市民から議会に提起されました。政治倫理条例の規定に「議会内外の文言がない」との理由だけで、数年前の議員の発言が「不穏当」発言と認定され、懲罰の決定が行われたのであります。政治倫理条例の成り立ちや本来の目的が議論されることもなく、また地方自治法や会議規則との関わりに関しても何の議論もされず、市民による請求が正当なものとして結論が出されたのです。

議会の内部規律問題としての「規律、懲罰」のあり方をどのように規定するのか、そのことの議論が必要です。また政治倫理条例が「議会外の議員の活動及び職権を利用した不正行為（政治倫理）」の規制を目的とした、本来の政治倫理条例の位置づけを明確にした条例改正が必要ではありませんか。

以上